

公立学校共済組合の貸付けを受けている方へ

お問い合わせ ☎

経理・貸付班 043-223-4122

他共済組合

市町村共済組合 (市町村教育委員会)
地方職員共済組合千葉県支部 (知事部局等)
国家公務員共済組合 (国の機関)

へ異動が決まったら…?

貸付金の**全額返済が必要**となります!

(地方職員共済組合千葉県支部及び国家公務員共済組合へ異動する場合は、条件によって例外があります。)



公立学校共済組合で貸付けを受けている方が人事異動等により他の共済組合へ転出することとなった場合、**速やかに所属所事務担当者へ貸付けを受けていることを伝えてください**。所属所事務担当者が作成する「**転出入及び退職(予定)者報告書(様式第31号)**」の提出を受けて、公立学校共済組合より、所属所を通して本人あてに貸付金返済に必要な書類一式を発行します。

手続きが遅れますと異動先の共済組合での借換え手続きに影響を及ぼしたり、**利息の負担が増加**する場合がありますので、**異動が判明した時点で速やかに報告**してください。

返済方法については、以下の①～③のいずれかを選択してください。

③は地方職員共済組合千葉県支部に転出する場合に選択可能です。

(国家公務員共済組合に転出する方で、団体信用生命保険に加入している方は、③と同様の取り扱いができる場合があります。該当者には個別に詳細について御連絡します。)

① 自己資金で全額返済する

貸付金返済に必要な書類一式を送付しますので、書類に記載されている期日までに金融機関等にてお振り込みください。

② 異動先の他共済組合から貸付けを受けて返済する(借換え)

貸付金返済に必要な書類一式を送付しますので、返済資金を異動先の共済組合から借り受けてください。その後、御本人で書類に記載されている期日までに金融機関等にてお振り込みください。**(異動先の貸付申込期限を、必ず事前に確認してください!)**

なお、地方職員共済組合千葉県支部で貸付けを受ける場合は、一部手続きが異なります。

借換の流れ

※地方職員共済組合千葉県支部について「地共済」としています。

3月末

「転出入及び退職(予定)者報告書(様式第31号)」の提出後、公立学校共済組合から貸付金返済に必要な書類一式(※)が所属所をとおして送付されます。

4月はじめ

異動先の共済組合で貸付けを申込みます。
◎「残高証明書」、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」(地共済の場合のみ)が必要となります。

申込期限に注意!

4月下旬までに

異動先の共済組合より貸付金が送金されたら、「振込依頼書」を使用して公立学校共済組合へ振込みます。
(地共済の借換えの場合は、直接当共済組合へ送金されます。)

返済期限を厳守!

※「残高証明書」、「振込依頼書」、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」(地共済で借換えの場合のみ)

注意事項

異動先での貸付申込期限と公立学校共済組合への返済期限を確認の上、速やかに手続きをしてください。4月借換えが間に合わなかった場合、5月以降の処理となり、利息負担が増加する場合があります。